

# 請 書 (案)

支出負担行為担当官

福井地方法務局長 伊 藤 いつき 殿

支出負担行為担当官

金沢地方法務局長 岡 本 高 至 殿

支出負担行為担当官

富山地方法務局長 村 田 登志生 殿

下記契約条項承知の上、「令和4年度物品供給契約（防災備蓄用品）（共同調達）」をお請けします。

## 記

- 1 契 約 件 名 令和4年度物品供給契約（防災備蓄用品）（共同調達）
- 2 品 名 及 び 規 格 別添仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 （消費税及び地方消費税を含む。）
  - (1) 福井地方法務局 金 円
  - (2) 金沢地方法務局 金 円
  - (3) 富山地方法務局 金 円
- 4 納 入 場 所 別添仕様書のとおり
- 5 納 入 条 件 別添仕様書のとおり
- 6 基 本 事 項
  - (1) 契約保証金  
免除する。
  - (2) 検査の時期

支出負担行為担当官福井地方法務局長（以下「甲」という。）、支出負担行為担当官金沢地方法務局長（以下「乙」という。）及び支出負担行為担当

官富山地方法務局長（以下「丙」という。）が供給を完了した旨の通知を受けてから10日以内とする。ただし、検査の結果、不相当と認められたときは、遅滞なく改善して再検査を受けることとする。

(3) 代金の支払

検査合格後、甲、乙及び丙のそれぞれの請求額を取りまとめの上、甲、乙及び丙それぞれに対し請求する。

甲、乙及び丙は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(4) 支払遅延利息

前項の期限までに供給者の請求に係る金額を支払わないときは、供給者に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じて当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）による遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、総額100円未満及び100円未満の端数は支払わない。

(5) 紛争の解決

本契約に関して疑義紛争を生じた場合は、双方協議の上、解決するものとする。

なお、解決しないときは、福井地方裁判所を所轄裁判所として訴訟を行うものとする。

令和4年 月 日

本 店  
商 号  
代表取締役